

# 設楽町選挙投票区再編の決定と 選挙当日投票所の移動支援希望者募集 のお知らせ



**★令和 3 年設楽町長選挙・設楽町議会議員補欠選挙は、再編後の投票所での投票となります。**

設楽町選挙管理委員会では、有権者数の減少、各投票所の設備の問題、災害時の対応等を考慮し、投票区・投票所の見直しを行いました。

令和元年から検討・協議を重ね、行政区への意見聴取、説明会、パブリックコメントを経て、4 投票区に再編することを決定しました。以下にその要点と導入する支援策をお知らせします。

## 1.投票区の変更

- ・清水、川口、大平、東部、大桑、宇連、沖駒→名倉投票区
- ・田口、荒尾、小松、神田、松戸→田口投票区
- ・清崎、小塩、田峯、三都橋、豊邦、裏谷→清嶺投票区
- ・津具西、津具中、津具 3 部、津具大桑、津具 2 部→津具投票区

に再編します。**令和 3 年設楽町長選挙・設楽町議会議員補欠選挙**の投票所は、別紙「**令和 3 年設楽町長選挙・設楽町議会議員補欠選挙** 投票所変更と日程のお知らせ」をご参照ください。

## 2.臨時期日前投票所の開設

投票日前日の土曜日に、新しい投票所からの距離が 3km を超える集落を目安とした宇連、沖駒、神田、三都橋、豊邦、裏谷の 6 か所に臨時の期日前投票所を 3 時間ずつ設置します。**令和 3 年設楽町長選挙・設楽町議会議員補欠選挙**の日時・投票所は、別紙「**令和 3 年設楽町長選挙・設楽町議会議員補欠選挙** 投票所変更と日程のお知らせ」をご参照ください。

## 3.選挙当日投票所への移動支援

当日の 4 か所の投票所に公用車と設楽町職員を配置し、事前にお申し込みいただいた対象の方の移動支援を実施します。自力による移動手段がない選挙人を、投票所と自宅間で送迎します。希望者の募集について、詳細は裏面をご覧ください。



裏面もご覧下さい。

# 選挙当日投票所と自宅間の移動支援を 希望の方を募集します

## ☆概要

1. 投票所への移動手段がない選挙人を対象として、ご自宅またはご自宅近くの集合場所と投票所間の送迎を実施します。
2. 乗降はご自宅付近と投票所間ですので、それ以外への移動はできません。ご了承ください。
3. 投票日当日の支援となっております。期日前投票期間は移送を行っていません。

## ☆支援対象者

当日投票所への自力による移動手段がない選挙人

## ☆支援の手順

1. 移動支援申し込みの用紙を設楽町ホームページか設楽町役場総務課窓口から入手の上、ご郵送か下記のメールアドレスに提出してください。難しい場合は、お電話での問い合わせ、受付けも可能です。
2. お時間につきましては午前か午後かをご希望いただき、調整した時間・場所に職員を手配します。
3. お電話で申し込まれる際は①氏名、②連絡先、③行政区、④送迎先と時間、⑤車いすの使用、⑥付添人の有無などをお伺いしますので、事前のご確認をお願いします。

**移動支援をご希望の方は選挙の1か月前までにご申請ください。**

**令和3年設楽町長選挙・設楽町議会議員補欠選挙の場合は、  
令和3年9月17日(金)締め切りです。**

### 【問い合わせ先】

設楽町選挙管理委員会事務局

(設楽町本庁 総務課)

電話 0536-62-0511

FAX 0536-62-1675

E-MAIL [somu@town.shitara.lg.jp](mailto:somu@town.shitara.lg.jp)

URL <https://www.town.shitara.lg.jp>